

施設利用料金表

区 分			基本利用料金（円）					
			9:00 ～12:00	13:00 ～17:00	18:00 ～22:00	9:00 ～17:00	13:00 ～22:00	9:00 ～22:00
主 ホ ー ル	入場料を徴収 しない場合	平日	9,570	28,980	36,520	38,430	65,280	71,860
		土・日・休日	11,470	34,620	43,000	46,290	77,900	86,290
	入場料を徴収 する場合	平日	15,500	46,070	57,430	61,360	103,480	115,150
		土・日・休日	17,320	55,720	69,090	72,920	124,710	137,440
小 ホ ー ル	入場料を徴収 しない場合	平日	2,460	5,320	6,690	7,650	11,800	13,070
		土・日・休日	2,980	6,490	7,880	9,240	14,240	15,830
	入場料を徴収 する場合	平日	3,950	8,290	10,410	12,330	18,690	20,920
		土・日・休日	4,460	10,100	12,640	14,870	22,730	24,960
リ ハ ー サ ル 室	主ホール・小ホール及び 野外音楽堂の利用に伴う場合		2,030	2,030	2,030	3,950	3,950	6,060
	上記以外に利用する場合		2,980	2,980	2,980	6,170	6,170	9,040
練習室（1室につき）			970	970	970	1,940	1,940	3,090
野 外 音 楽 堂	入場料を徴収 しない場合	平日	2,980	9,040	10,730	/		
		土・日・休日	3,620	11,050	12,960			
	入場料を徴収 する場合	平日	4,900	14,660	17,210			
		土・日・休日	5,850	17,630	20,710			
附属施設：控室			1,610（1室につき）					

備 考

- 1 利用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 2 主ホール又は野外音楽堂を利用する場合において次の各号のいずれかに該当するときの利用料金は、この表の規定にかかわらず基本利用料金に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 舞台準備又は後片付けのために利用する場合 40 %
 - (2) 舞台練習のために利用する場合 50 %
- 3 この表に規定する時間の区分以外の時間において施設を利用する場合の利用料金は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。但し、(4)で後片付け又は舞台練習の場合においては2が適用される。
 - (1) 9:00以前に舞台準備のために利用する場合
1時間までごとにつき、9:00～12:00の基本利用料金に20%を乗じて得た額
 - (2) 12:00～13:00の間に利用する場合
9:00～12:00の基本利用料金に20%を乗じて得た額
 - (3) 17:00～18:00の間に利用する場合
13:00～17:00の基本利用料金に20%を乗じて得た額
 - (4) 22:00～9:00の間に利用する場合
1時間までごとにつき、18:00～22:00の基本利用料金1時間当たりの額に150%を乗じて100円未満を切り捨てた額
- 4 主ホール、小ホール又は野外音楽堂の利用者が入場料を徴収しない場合であっても、会費その他の入場料に相当する金員を収受すると認められるときは、入場料を徴収するものとみなす。
- 5 利用者が音楽関連商品の宣伝、展示、販売等の商業行為を目的として利用する場合の利用料金は、この表の規定にかかわらず、基本利用料金及び備考3の規定により算定した額に200%を乗じて得た額とする。
- 6 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。